

戦後社会教育の変遷と今後の課題 ～静岡県社会教育委員連絡協議会50周年記念誌より～

Study on the Social Education in Japan after the World War II

松永 由弥子
Yumiko MATSUNAGA

(平成27年10月6日受理)

社会教育においては、昭和24年に制定された社会教育法において、社会教育行政に広く民意、特にそれぞれの地域の意見等を反映させるために、戦前とは異なる「社会教育委員制度」が設けられた。社会教育行政においては、戦後間もない時点から、住民の意向や自主的な活動を十分に尊重することが、制度的に保障されていたととらえることができる。この社会教育委員の活動を支えるために、昭和30年代、全国的に、社会教育委員の連絡協議会の組織化が進んだ。静岡県においても、昭和39年1月17日に静岡県社会教育委員連絡協議会が設立され、全国組織（現在は全国社会教育委員連合）に加盟した。当協議会は、昨年50周年を迎え、本年3月には50周年記念誌「静岡県社会教育委員連絡協議会50年の歩み」を発行している。本稿では、まず、戦後の社会教育関係法制を中心とした社会教育関連の動向を、全国レベルおよび静岡県レベルで概観し、その中でも特に、社会教育委員の制度等については、詳しくみることとした。その上で、50周年記念誌に取り上げられている協議会の活動等を考察することにより、戦後我が国の社会教育の変遷と今後の課題を検討した。

昭和24年に制定された社会教育法は、社会変化に対応し、弾力的に随時改正がなされ、そのことにより、今日まで社会教育委員の制度の整備・充実が図られてきている。現在では、教育行政全体として、社会教育計画を含む教育振興基本計画を策定し、教育行政を進めるようになっており（教育基本法第17条）、その点からみても、社会教育員の役割はますます重要なものとなってきているととらえることができる。このような社会教育関係法制の基に、静岡県においても社会教育が、全国の動向に先駆けるような形で、熱心に取り組みられてきた。静岡県社会教育委員連絡協議会においても、静岡県の社会教育振興に寄与するために、総会や地区別研修会の開催など様々な活動が展開されてきた。生涯学習社会実現に向けて、県レベル、市町レベルの具体的な社会教育が重要であり、その各市町の着実な活動を支えるためにも、関係機関の連携協力体制の強化は重要と考えられる。静岡県社会教育委員連絡協議会には、そのような静岡県内の社会教育関係機関の連携拠点として機能していくことを、今後期待していきたい。

1. はじめに

本年2015年は、「戦後70年」という視点で、各分野において20世紀後半から現在に至る日本の変化をとらえる機会が多かったように思われる。教育においても、戦後、日本国憲法、教育基本法が制定され、それらに基づき、戦前とは一線を画する教育が行われるようになり、現在に至っている。特に、社会教育においては、昭和24年に制定された社会教育法において、社会教育行政に広く民意、特にそれぞれの地域の意見等を反映されるために、戦前とは異なる「社会教育委員制度」が設けられた。現在では、一般行政において、民意をくみ取ることや、住民との協働による行政運営の重要性が叫ばれているが、社会教育行政においては、戦後間もない時点から、住民の意向や自主的な活動を十分に尊重することが、制度的に保障されていたととらえることができる。

この社会教育委員の活動を支えるために、昭和30年代、全国的に、社会教育委員の連絡協議会の組織化が進んだ。静岡県においても、昭和39年1月17日に静岡県社会教育委員連絡協議会が設立され、全国組織（現在は全国社会教育委員連合）に加盟した。当協議会は、昨年には50周年を迎え、本年3月には50周年記念誌「静岡県社会教育委員連絡協議会50年の歩み」を発行している。

本稿では、まず、戦後の社会教育関係法制を中心とした社会教育関連の動向を、全国レベルおよび静岡県レベルで概観する。特に、先ほど述べたように、社会教育行政を特徴づける社会教育委員の制度等については、詳しくみることとする。その上で、50周年記念誌に取り上げられている協議会の活動等を考察することにより、戦後我が国の社会教育の変遷と今後の課題を検討したい。

2. 社会教育委員の設置根拠とその沿革¹⁾

(1) 社会教育法にみる社会教育委員

社会教育委員は、戦前にも設けられていたが、現在の社会教育委員は、昭和21（1946）年に出された文部次官通牒によって、社会教育行政に住民の意向が反映されるよう設けられたものに端を発している。その後、昭和24（1949）年に制定された社会教育法において、社会教育委員に関する条項が設けられ、明確に法的な根拠を有して設置された。

社会教育法には第4章として「社会教育委員」が取り上げられ、その中の第15条で、まず「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」と規定されている。これは任意の設置を意味する。社会教育委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号が適用される非常勤、特別職の地方公務員であり、その委嘱の基準や任期、定数等は、地方の実情に即して、地方公共団体の条例で定めることになっている。同法第13条においては、社会教育団体に対して補助金を交付しようとする場合には、「教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところによる社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない」と定めていることもあり（平成20年改正）、委嘱された社会教育委員が集まって、社会教育委員会または社会教育委員の会議等の名称で会議を開くことがこれまで通例となっている。

社会教育委員の委嘱の基準については、以前は第15条で規定されていたが、平成24年の改正によって、当該地方公共団体の条例で定められることとなった。その際には文部科学省令で定める基準を参酌することとなっている（第18条）。参酌すべき基準は文部科学省令で定められており（平成23年文部科学省令第42号、最終改正平成25年文部科学省令第25号）、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする」とされている。

社会教育委員の職務については、第17条で規定されている。それによれば、社会教育委員は教育委員会に助言するために「一 社会教育に関する諸計画を立案すること。二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。」とされている。さらに、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることもできる（同条第2項）。また、「市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。」（同条第3項）。これらの職務の遂行にあたっては、個々の委員として行う場合も、合議体（社会教育委員会または社会教育委員の会議）として行う場合もあるが、どちらかといえば、委員の合議として社会教育の諸計画を立案したり、意見を述べたりすることの方が多い。

法令上、社会教育委員は任意設置であり、現在では補助金交付の審査を他の合議制の機関でも行えるため、その設置率低下が危惧されている一面もある。しかし、地方分権が進み、地域の実情に即した行政が志向される現在においては、社会教育行政においても、ますます、住民の意向を反映し、地域の実情をよく把握した事業の展開等が求められ、そのためには、社会教育委員が民意を代表し、教育委員会に意見を述べたり、諸計画を立案したりすることは重要であろう。また、現在では、教育行政全体として、社会教育計画を含む教育振興基本計画を策定し、教育行政を進めるようになっており（教育基本法第17条）、その点からみても、社会教育員の役割はますます重要なものとなってきているととらえることができる。

(2) 社会教育委員の沿革

この社会教育委員の法的設置根拠となる社会教育法は、社会変化に対応し、弾力的に随時改正がなされた。そのことにより、今日まで社会教育委員の制度の整備・充実が図られてきている。次に、社会教育委員の条項に注目して、社会教育法改正等の動向を考察してみよう。

戦後の社会教育委員の設置は、昭和21年の文部次官通牒「都道府県社会教育委員並市町村社会教育委員設置について」に始まる。その後、昭和24年に制定された社会教育法により、法的に明確な根拠を得たものとなった。社会教育法第15条～第19条において社会教育委員は規定されている。その規定の特徴は、都道府県と市町村の社会教育委員の任務は同一であること、委員の委嘱範囲について学校長や社会教育団体の代表などが挙げられていること、社会教育委員の任務は制定前の実践的活動の性格が強いものから意見具申など民間の意見を教育委員会に反映させることに変わったこと、定数や任期を地方の実情により条例を設けて定められるようになったこと、であった。

昭和34年の改正では、第13条において社会教育関係団体に対する補助金の交付にあたっては、社会教育委員の会議に付することが明記され、第17条第3項に市町村の委員の職務について、青少年教育に関する特定事項についての指導・助言が追加され、第19条の報酬支払禁止規定が削除された。

平成11年の改正では、第15条第2項の委員の委嘱に関する条項において、一号から三号まで規定されていたものが包括的な表現に変更された。また、第15条第3項、第4項の委嘱の手續きに関する規定及び第16条の社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係についての規定が削除された。また、平成13年の改正では、第15条第2項の委嘱の範囲に「家庭教育の向上に資する者」が追加された。

平成20年の改正では、第13条に、社会教育関係団体に対する補助金の交付にあたって、社会教育委員の会議が置かれていない場合、それに代わる合議制の機関に付議できることが明記された。さらに、平成25年の改正では、社会教育委員の委嘱に関して、第15条第2項に記されていた基準が削除され、第18条で、その委嘱の基準は地方公共団体の条例で定めることと、文部科学省令で定める基準を参酌することが規定された。これらの改正は、地方分権の推進に伴うところが大きい。

また、社会教育委員の制度の整備については、審議会答申等でもいくつかの指摘がなされてきている。昭和46年の社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』では、社会教育委員は「住民の意向を行政や施策の運営に反映させる他のパイプの役割」が期待されると述べられている。

平成4年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会報告『社会教育委員制度について－社会教育委員及び同委員の会議の活性化について－』に基づいて、文部省生涯学習局長通知『社会教育委員及び同委員の会議の活性化について』が出され、研究調査機能の充実、広報・広聴活動の活発化、他諮問機関等との連絡調整、広い分野からの人材確保、充実した内容の研修実施などが示された。

また、平成10年の生涯学習審議会答申『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について』において、「多様な人材を社会教育委員に登用できる社会教育法規定の見直し」や「会議の活性化や各種審議、提言活動、調査研究機能の強化」などが挙げられ、平成11年の社会教育法の改正が行われ、平成12年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告『家庭の教育力の充実等のための社会教育行政体制整備について』において、地域の子育てサークルの指導者やボランティア従事者を社会教育委員に委嘱できるようにし、社会教育委員活動の充実を図ることが指摘され、翌平成13年に社会教育法が改正されている。

3. 我が国の社会教育関連の動向～社会教育法制の諸改正を中心に～²⁾

(1) 社会教育法の制定

昭和24年に社会教育法が制定されたが、それは社会教育分野における戦後の復興の第一歩と言える。すでに終戦から一年も経たない昭和21年7月に、文部次官通牒「公民館の設置運営について」が発せられており、地方の実情や要望に応じて公民館を設置する動きが始まっていた。昭和22年に教育基本法が制定されると、社会教育関係の立法も促進されることとなり、昭和24年の制定に至るのである。

社会教育法制定にあたり、その関係者は、社会教育はあくまで、国民の自発的な自己教育、相互教育であるべきこと、学校教育に寄りかかりすぎずに、自らその振興のための人的・物的条件を整備すること、線香花火的な事業に追われず、常住的な文化環境を整備すること、社会教育に関する国及び地方公共団体の役割は、国民による社会教育活動が実り豊かになるように側面から助成するサービス行政であること、成人教育だけでなく青少年教育の振興にも配慮すること、等の共通認識・視点から立法作業に携わったといわれている。

実際に、社会教育法は、第1条で、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的と」しており、さらに第3条第1項で国及び地方公共団体の任務として「国及び地方公共団体は、この法律および他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」ことを掲げている。社会教育は、その自主性を尊重すれば、おのずと公が助成できる範囲は限られ、組織的な教育活動への支援が中心となるが、実際の社会教育は、もっと幅広く、非組織的なものも含まれており、それら全体ともいえる社会生活そのものが大きな教育作用を有している、ということ念頭に社会教育法が制定されたこととらえるべきであろう。

(2) 社会教育法の一部改正（昭和）

①昭和26年の改正

社会教育法制定直後から、社会教育振興のために社会教育に関する仕事を具体的に担当する専門職員、すなわち社会教育主事の設置の必要性が叫ばれ、昭和26年、社会教育法が改正された。第1章の次に「第2章社会教育主事及び社会教育主事補」の1章が加えられ、社会教育主事及び社会教育主事補の設置、社会教育主事及び社会教育主事補の職務、社会教育主事の資格、社会教育主事の講習4か条が新たに規定された。同時にこの法改正に基づく文部省令で、社会教育主事講習等規定（昭和26年文部省令第12号）が定められた。この改正により、社会教育法は一応の体系を整えることができたといわれている。

②昭和34年の改正

社会教育法制定後の10年間には、対日平和条約の発効や日本の独立回復がみられ、日本の教育界においては、全市町村に教育委員会が設置され、教育委員は公選制から任命制へと移行した。このような激変する社会に対応するため、昭和34年に社会教育法も大幅に改正された。具体的には、市町村教育委員会への社会教育主事の必置、公民館の設置運営に関する基準の設定、社会教育団体に対する国及び地方公共団体の補助、社会教育主事の資格講習の充実、公民館の分館及び主事に関する規定、公民館・図書館・博物館に対する国の補助の規定整備、社会教育委員関連では、前述のとおり、市町村社会教育委員の青少年教育に関する特定事項についての指導・助言の追加（第17条第3項）、社会教育委員への報酬支払禁止規定の削除（第19条）など、14か条に及んだ。この改正法案の審議は大きな議論を呼び、参議院における修正では、社会教育委員関連条項として既述の、第13条において社会教育関係団体に対する補助金の交付にあたっては、社会教育委員の会議に付する

ことが明記され、また、社会教育主事講習は大学又はその他の教育機関に委嘱して行うこととされた。これらの大幅改正により、戦後の社会教育行政は軌道に乗ったといわれている。

(3) 社会教育法の一部改正（平成）

①平成2年の改正

昭和35年に所得倍増政策が打ち出され、我が国は高度経済成長時代に突入し、都市化など生活環境が一変した。また、昭和40年以降は、後述の生涯教育の考え方も導入され、諸所の教育審議会で、教育全体のあり方を見直す議論が活発化した。社会教育もその文脈の中で検討されるが多くなった。昭和時代最後の頃の臨時教育審議会最終答申後は、生涯学習振興のための諸施策が展開され、平成の時代に入り、平成2年には「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）が制定された。この付則第2項で、社会教育法第13条、第51条第3項が改められ、戦後の社会教育行に大きな役割を担った社会教育審議会は、生涯学習審議会に吸収されることとなった。

②平成11年の改正

戦後50年以上が経過し、行政全般について、地方分権の推進、規制緩和の要請が高まり、平成11年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が制定された。これに伴い、社会教育においても社会教育施設運営等の大綱化・弾力化を図る目的で、同年社会教育法が改正された。具体的には、すでに述べた通り、第15条の社会教育委員の構成に関して構成規定が簡素化され、委嘱手続きに係る規定が削除された。また、公民館に関しては、第29条第1項の公民館運営審議会必置規定が廃止され、任意設置となるとともに（第31条修正）、30条の同審議会の委員構成も弾力化され、地方公共団体の特色をよりよく生かすことが可能となった。同時に第28条第2項の公民館長任命の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務も廃止された。さらに、それまで勤労青少年の教育に大きな役割を果たした青年学級が、高校進学率の上昇に伴う勤労青少年の激減からその役割を終えることとなり、青年学級振興法が廃止され、それに伴い、社会教育法第5条、第6条、第22条、第47条の青年学級に係る規定が削除された。

③平成13年の改正

平成13年には、教育改革の一環として、社会教育法が改正された。この改革は平成12年の教育改革国民会議の報告を受けたものであるが、社会教育法の改正に関しては、さらに遡って、平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の提言等が基礎となっている。この答申では、家庭教育の充実に資する施策、社会教育主事に民間の人材を登用できるための施策、子どもたちの奉仕活動・体験活動の充実等についての提言等がなされ、これを受けて、平成13年の改正は以下のように改正された。

第1点目として、第3条に新たに第2項が追加され、社会教育は、学校教育、家庭教育の三者の連携の要となり、家庭教育の向上に資するよう必要な配慮をすべきとなったこと、第2点目として、教育委員会の事務を定める第5条に、家庭教育に関することから、青少

年に対する社会奉仕体験、自然体験に関することが明記されたこと、第3点目に、既述の通り第15条第2項の社会教育委員の委嘱の範囲に「家庭教育の向上に資する者」が追加され、同様に第30条第1項の公民館運営審議会委員の委嘱の範囲にも追加がされたこと、第4点目に第9条の4を改正し、社会教育主事の資格要件が緩和され、社会教育に関係のある一定の業務経験を資格に必要な実務経験として評価できるようにしたこと、が挙げられる。なお、この社会教育法改正と同時に学校教育法の一部改正も行われ、学校は児童・生徒の体験的な学習活動の充実に努めるものとし、この場合に社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとされた。これらの改正は、その後の社会教育行政の展開に極めて重要なものであった。

(4) 教育基本法の改正と社会教育法の一部改正

①平成18年教育基本法改正

平成18年には、教育法令の中で準憲法的役割を果たす教育基本法が約60年ぶりに大幅に改正された。社会教育に関連する改正点としては、第3条として生涯学習の理念が新設されたこと、旧第7条の社会教育の規定から家庭教育が独立し、第10条として家庭教育が規定されたこと、社会教育は第12条として個人の要望や社会の要請にこたえて行われる教育とされたこと、第13条で学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が明記されたこと、の5点が挙げられる。

②平成20年の改正

上位法である教育基本法の改正に伴い、平成20年には社会教育法の一部が改正された。主な改正点としては、第1に、第3条で、社会教育行政は生涯学習の振興に寄与することが明記され（第2項追加）、さらに社会教育行政は、学校、家庭、地域住民等の連携、協力の促進に努めることも明記された（第3項）。第2に、第5条の市町の教育委員会の事務に、家庭教育関係情報の提供、情報化の進展に対応した任務、児童・生徒に放課後又は休業日に学習その他の活動の機会を提供すること、学習成果の活用、社会教育に関する情報の収集・整理・提供の5項目に関する条項が追加された。第3に、第13条が改正され、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとするとき、社会教育委員の会議以外の合議制の機関でも意見を聴取できることとなった。第4に、第9条の社会教育主事の職務に、学校に対しても助言ができることが追加され、さらに同資格の取得に際しては実務経験の範囲が拡大された（第9条の4）。第5に、公民館の運営状況等に関する条文として第32条が追加され、公民館の運営状況をPDCAサイクルを導入して評価し、改善を図ることと、地域住民等に対しては説明責任を果たすことが規定された。

③平成25年の改正

平成25年には、国が順次進めている地方分権推進の中で、「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（「第3次一括法」と呼ばれる法律）の成立により、社会教育法の一部改正が行われ、既述の通り、社会教育委員の委嘱に関して、第15条第2項に記されていた基準が削除され、第18条で、その委嘱の基準は地方公共団体の条例で定めることと、文部科学省令で定める基準を参酌すること

が規定された。

(5) 生涯教育・生涯学習と社会教育～各種審議会答申から～

今日重要と言われる生涯教育は、昭和40年にパリで開催されたユネスコの成人教育推進国際委員会で生涯教育が提唱されたことに端を発している。この委員会では、ポール・ラングランを中心に討議資料「永続教育（education permanente）について」が作成された。フランス語のpermanenteには「統合」という意味が含まれており、日本語では「生涯教育」と訳されて紹介されたのである。これは、人の一生という時系列に沿った垂直的次元と個人及び社会の生活という水平的次元の双方にわたって教育の機会を統合しようという提唱であった。この提唱は国際的に大きな影響を与え、各国の教育改革にキーワードとして取り入れられた。

わが国でも、昭和46年の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」及び同年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」にこの考え方が取り入れられ、生涯教育の観点から、学校教育、家庭教育、社会教育を見直し、それらを統合する必要があることが指摘された。後者の社会教育審議会答申では、その上で、生涯教育において特に社会教育が果たすべき役割は大きいと位置づけ、今後の社会教育は、国民の生活のあらゆる機会と場において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして、広くとらえられるべきとした。

その後、昭和56年の中央教育審議会答申として「生涯教育について」が出され、生涯教育を進める本格的な取り組みが始まった。この答申では、各人の自発的意思に基づいて自己に適した手段・方法により生涯を通じて行われる学習を生涯学習とした。そして、この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である、とした。そして、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念であると提言した。これは、それまでの学歴社会から学習社会への転換を訴えるものでもあった。

昭和59～62年に設置された臨時教育審議会では、学習者の立場を尊重する生涯学習社会の実現が提唱され、それ以後は生涯教育に代わって生涯学習という語を用いることが多くなり、現在では、昭和56年答申でいわれるような生涯教育は、生涯学習支援、生涯学習振興、生涯学習推進等の言葉で表現されるようになっていく。この臨時教育審議会終了後の昭和63年に、文部省組織令の改正により、社会教育局が生涯学習局に改組拡充され、筆頭局とされた。

平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」では、生涯学習を振興するために、その基盤を整備することが重要であるとされた。この答申を受け、同年「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）が制定され、新たな生涯学習振興の取り組みが始まった。

すでに述べたように、この生涯学習振興法の制定により社会教育審議会を吸収する形で生涯学習審議会が設置され、平成4年に生涯学習審議会最初の答申「今後の社会の動向に

対応した生涯学習の振興方策について」が出された。この答申では、今後、我が国が生涯学習社会の実現を目指すことを基本的考え方として提言しており、以後、これが生涯学習審議会の基本理念となった。同時に、生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会」と定義した。そして、当面重点を置いて取り組むべき課題として、社会人を対象としたリカレント教育の推進、ボランティア活動の支援・推進、青少年の学校外活動における学習機会の拡充、現代的課題に関する学習の充実、の4つを挙げている。この課題の提言は、その後の生涯学習振興に大きな影響を与え、社会教育行政も生涯学習支援という観点からこれらの課題に取り組むことになった。

平成10年には、前年に文部大臣から今後の社会教育行政の在り方についての諮問を受けた生涯学習審議会が、答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」を提出した。社会教育行政の関係法令が制定されて50年近くが経過し、新たな状況への対応等が求められ、今後の社会教育推進のための具体的方策が提言されたのである。その提言の第1は社会教育施設運営等の大綱化・弾力化であり、第2は社会教育行政推進体制の強化に関して、社会教育委員、社会教育主事の機能の強化、公民館の専門職員等の資質・能力の向上を図ること、第3は多様化する学習活動や学習ニーズにこたえるための、ネットワーク型行政の推進とマルチメディアの活用であった。また、この答申では、社会教育行政を生涯学習社会構築の中核的役割を果たすものと位置づけている。そしてこの観点からネットワーク型行政を推進するよう国、都道府県、市町村のそれぞれに新たな取り組みを求めている。本答申は21世紀へ向けての社会教育行政の基本的方向についての提言を行ったものと捉えられる。この答申を基に、既述の通り、平成13年に社会教育法が改正された。

なお、平成13年には、中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、新たな中央教育審議会が設置された。この改革により、これまでの生涯学習審議会は、中央教育審議会の中の生涯学習分科会として位置づけられ、生涯学習に係る機会の整備・社会教育の振興・視聴覚教育に関する重要事項を扱うこととなった。

その後、平成16年には、中央教育審議会生涯学習分科会より審議経過の報告として「今後の生涯学習の振興方策について」が提出された。この報告では、今後生涯学習を振興する上で特に重視すべき点として、国民全体の人間力の向上、生涯学習における新しい「公共」の視点の重視、人の成長段階ごとの政策の重点化などが挙げられた。そして重点的に取り組むべき分野として、職業能力の向上、家庭教育への支援、地域の教育力の向上、健康対策等高齢者への対応、地域課題の解決、5点が示された。

平成18年の教育基本法改正後、平成20年には中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」が出された。すでに平成17年6月の時点で、諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」が出されて、審議が開始されていたが、平成18年の教育基本法改正による「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「家庭、学校、地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等の規定の充実を踏まえて答申の提言がなされている。答申は2部構成となっており、第1部では今後の生涯学習の振興方策として、具体的には、国民

一人一人の「学ぶ意欲」を支える生涯を通じた学習の支援と、学校・家庭・地域が連携するための仕組みを作り、社会全体の教育力を向上させることを挙げている。第2部では、施策を推進するにあたっての行政の在り方について、生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築がうたわれている。そしてこの答申でも、生涯学習振興行政において、社会教育行政は中核的な役割を担うことが期待されている。本答申を基に、社会教育法、博物館法、図書館法の社会教育関係3法が同年の6月に改正された。また、教育基本法第17条に則り、初めて策定された教育振興基本計画（同年7月）においても、本答申の考え方等が取り入れられている。

平成25年には、中央教育審議会生涯学習分科会より「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が提出された。これは、平成20年以降の東日本大震災等の社会状況の著しい変化や、第2期教育振興基本計画の方向性を考慮し、生涯学習社会の構築の中心的役割を担う社会教育行政の今後の推進の在り方について、特に集中して審議した結果をまとめたものである。今後の社会教育行政等の在り方については、まず、社会教育行政は、地域住民同士の相互学習が活発に行われるよう「環境を醸成する役割」を一層果たしていくことが必要と指摘した。そのためには、従来の自前主義から脱却し、首長部局や民間団体、企業等と積極的に連携し、そこに住民も一体となって協働して取り組みを進めていく、ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行うことが必要とした。そして具体的方策として、絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進、現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実、学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進、生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備、の5つが挙げられ、第2期教育振興基本計画の実施機関の中で着実に実施・推進するとした。

これまでみたように、教育基本法改正以後、我が国の公教育は生涯学習社会の建設を目指して改革が進められているが、その中で、今後も社会教育は、生涯学習の振興において、ますます重要な役割を担うものと予測される。

4. 静岡県における社会教育の展開

(1) 公民館の設置及び社会教育関係団体の発足などの社会教育の動き

戦後の社会教育の整備は、静岡県内でも活発に進められた。まず、社会教育の重要な拠点である公民館についてみると、昭和21年文部次官通牒として「公民館ノ設置運営ニ関スル件」が各地方長官あてに通達され、これに付された「公民館設置運営要項」に従い、全国の市町村に相次いで公民館が設置されたが、静岡県においても同昭和21年度中に8町村に公民館が設置された。そして、昭和27年には静岡県公民館連絡協議会が結成された。

また、社会教育関係団体であるPTA（父母と先生の会）も六三制のスタートと共に結成が始まり、静岡県では、昭和24年には結成率が100%に達し、翌昭和25年に静岡県PTA連絡会が結成された。青年団、婦人会と呼ばれる地域団体の活動も、県内各地で活発に行われ、昭和36年には、静岡県婦人団体連絡会が中心となって婦人会館を開設した。同年、静岡県青年団連絡協議会の第1回静岡県青年の船が出港した。

昭和30年代には、高度経済成長を背景に、主に社会教育施設の充実が図られた。昭和37年度末には、県内市町村の公民館設置率が約9割にのぼった。一方、青少年教育施設として、昭和34年御殿場に皇太子（現平成天皇）ご成婚記念の国立中央青年の家（現国立中央青少年交流の家）が設立されたのを契機に、県立では昭和36年に三ヶ日青年の家、昭和37年に焼津青少年の家、昭和44年に朝霧野外活動センターが設立された。

社会教育の専門職員である社会教育主事の設置についてみると、昭和45年には、静岡県独自で財政力の弱い町村に対して、県費で社会教育主事の派遣を始めた。このような派遣社会教育主事の制度が国からの補助を受けて行われる（国庫補助事業）ようになったのは、この4年後の昭和49年である。これにより、社会教育主事の人数は大幅に増加し、その需要に応えるために、昭和49年度以降、静岡大学において社会教育主事講習がたびたび実施されるようになった。なお、現在では、国庫補助制度は廃止され、一般財源化されている。

昭和50年代に入ると、静岡県内においても生涯教育・生涯学習に関する議論や実践がみられるようになり、昭和50年には静岡県生涯教育研究懇談会が設けられ、昭和52年に「本県における生涯教育のあり方について」という報告を出している。その後、昭和62年度以降、県教育委員会に「生涯学習推進協議会」が設けられ、平成5年には静岡県生涯学習審議会が設置された。第1期審議会からは「静岡県の今後の生涯学習振興の基本的方策の在り方について」の答申がなされた。また、昭和54年に掛川市が生涯学習都市宣言を行い、このころから各市町村において、生涯学習推進計画の策定が進められるようになった。

21世紀に入ると、地方行政の在り方を大きく変える諸法律の改正が進み、その影響は、これまで述べたような静岡県内の社会教育行政にも大きく影響を与えた。その1つは、平成15年に地方自治法が改正され、第244条の2第3項が「普通地方公共団体は、公の施設の目的を効果的に達成する必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するもの（「指定管理者」という）に当該公の施設の管理を行わせることができる。」と定められたことである。この法律改正により、公民館、図書館、博物館等の公立の社会教育施設の運営が地域によって大きく変化した。2つ目には、平成19年の地方教育行政法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正により、教育委員会の職務権限のうち「スポーツに関すること」及び「文化に関すること」は地方公共団体の長の職務権限とすることができるようになったこと（第24条の2）である。この改正により、これまで社会教育行政の対象内にあったスポーツ・文化に関することは、一般行政の範疇に移される場合も多々みられるようになったのである。このことで、社会教育行政の対象となる分野は、青少年の健全育成や家庭教育支援など教育行政の範疇に依然存在するものと、一般行政の範疇に移されたものとに分かれてしまい、社会教育行政の対象としてのまとまりがなくなった地域も存在するようになった。

(2) 静岡県内の社会教育委員の動き

静岡県においても、戦後速やかに、県や各市町村において社会教育員が委嘱され始めた。すでに述べたとおり、社会教育行政に住民の意向が反映されるよう社会教育委員が設けられたというその趣旨に鑑み、現在でもすべての市町で社会教育委員が委嘱されている。

全国的に社会教育委員の連絡協議会組織化の動きは、昭和26年の「北海道社会教育委員連絡協議会」の結成が皮切りであった。その後、昭和34年に、全国的組織準備のために

「全国社会教育委員研究協議会」が設けられ、昭和38年、第5回全国社会教育委員研究協議会において、全国・地方の連絡組織、社会教育委員の向上の必要性から、任意団体「全国社会教育委員連絡協議会」が設立された。なお、その後、この任意団体は昭和58年に法人格を得て、社団法人「全国社会教育委員連合」となっている。この翌年昭和39年に、静岡県社会教育委員連絡協議会が結成され、直ちに全国組織加盟の手続きを取った。この結成当初の静岡県社会教育委員連絡協議会の会長には静岡県社会教育委員長が就任している（現在の協議会においては、県の社会教育委員は加盟していない）。静岡県内86市町村で発足した。21世紀に入って、平成の大合併が行われると、静岡県内の市町村数も減少し、それに伴い、自動的に当協議会に加盟する市町村数も減少した。また、静岡市、浜松市が政令指定都市となり、両市の社会教育委員は「指定都市社会教育委員連絡協議会」に移行したことも、協議会の規模・影響力を縮小させる原因となった。

静岡県の社会教育委員の会議においては、昭和51年に「生涯の各時期における社会教育のあり方」という答申や、昭和53年には「多様化・高度化する県民の学習要求にこたえるための社会教育の拡充整備について」の建議等を行っている。近年では、家庭教育や青少年育成、学校支援など、社会教育と関連する教育領域との関わり方に関する議論とそれに基づく報告書の提出が多い。昭和50年代後半には、社会教育を「地域学習」と捉え、その推進を働きかけた。

このように静岡県内の社会教育の動向をみると、全国の動向に先駆けるような形で、社会教育に比較的熱心に取り組んできたとみることができる。

5. 静岡県社会教育委員連絡協議会の活動の実状と課題³⁾

静岡県社会教育委員連絡協議会会則によれば、同会は「県・市・町・社会教育委員相互の協力体制を確立し、もって、県内社会教育の振興発展に寄与すること」を目的とし（会則第3条）、この目的達成のために、「(1)社会教育振興に関する調査研究、(2)社会教育に関する情報、資料の交換、(3)関係機関団体との連絡連携、(4)表彰に関すること、(5)その他目的達成に必要な事項」の事業を行うこととしている（会則第4条）。

50周年記念誌においては、本協議会の年度毎の記録が50年分掲載されているので、それにより、実際の活動状況を把握してみると、毎年、総会及び研修会開催、地区別（東部・中部・西部）研修会開催、社会教育委員長の連絡会議又は研修会開催、会報発行、上部組織である関東甲信越静岡ブロックの会議や研究大会への参加、全国社会教育研究大会への参加等を行ってきている。昭和39年発足後数年間は、県内市町村の訪問も行っており、昭和55年度～平成15年度は、県外への視察研修も行っていたようである。

次に、協議会発足当初から毎年必ず行われている総会での議題や研修テーマをみてみると（文末表参照）、その時々で静岡県の社会教育委員がどのようなことに関心を持っていたのか、また持ってほしいと望まれていたのか、その一面を垣間見ることができる。昭和40年代後半から50年代前半は、講演テーマに海外事情や社会情勢が取り上げられることが多く、社会教育委員の教養向上が期待されていたのかもしれない。平成に入ると、人を育てること（青少年健全育成や家庭教育も含む）や、地域と社会教育を関連させたことを取り上げる傾向がみられるようになった。近年の5年間は、社会教育の意義、社会教育委員

の役割といった社会教育の本質にかかわる講演が毎年設定されている。近年、どのような分野においても、その存在意義とそれにふさわしい資質や求められる役割を追究する傾向にあるが、社会教育委員についても、同様のことを大いに見直すように求められている表れとみることができだろう。戦後70年が経過し、終戦直後に整えられた制度や組織の見直しが求められているともとらえられる。

このような静岡県社会教育委員連絡協議会の実情を、同会の目的や事業に照らし合わせてみると、社会教育振興のための調査研究や情報収集は行われていると一応みることができが、「県・市・町・社会教育委員」相互の協力体制の確立を果たしうる内容となっているかどうかは、やや課題が残るものと捉えられる。特に、平成の大合併により政令指定都市となった静岡市と浜松市が協議会から抜けた影響は大きいであろう。この2市が静岡県の人口や面積に占める割合は多く、県の協議会が県全体を網羅しているとはいえない状況になってしまっている。さらに現在では、静岡県の社会教育委員はこの協議会に所属しておらず、これによりさらに県下全体にわたる組織とはいえない状況になってしまっている。同会の目的を達成するためにも、会の構成団体の見直しは必要ではないかと思われる。

幸い、同会の上部組織である関東甲信越静岡ブロックの研究大会が、平成29年度に静岡県にて開催されることを受けて、昨年度よりその準備委員会が、静岡県社会教育委員会、静岡市社会教育委員会、浜松市社会教育委員会、静岡県社会教育委員連絡協議会の4会を組織し、事務局を静岡県教育委員会社会教育部に設置して設けられた。静岡県で行われる社会教育関係委員の研修を、県内の関係機関が連携を取って企画していく形となった。このことをきっかけに、県内の連絡協議会のあり方が再検討されることを期待したい。

6. おわりに

本稿では、静岡県社会教育委員連絡協議会50周年記念誌を手がかりに、戦後の我が国の社会教育の変遷を概観した上で、静岡県における社会教育の展開や静岡県社会教育委員連絡協議会の実情を考察してきた。国レベルで生涯学習の振興が叫ばれる中、社会教育の果たす役割は重要になる一方で、実際に公教育分野において予算が確実に事業が行われるのは、相変わらず学校教育分野のものが多く、これまでも述べたように、社会教育は、その自発的・自主的な活動が尊重され活発化するところに教育的効果や意義が見い出されるので、行政が住民の意向も考えずに事業を展開したところで、期待される効果等が出るとはいえない。したがって、予算の多少が社会教育の停滞を生むとは考えにくいですが、それが人びとの教育に関する意識に影響し、学校教育偏重の教育観を助長しているとするならば、憂える状況といえるだろう。

実際には、県レベル、市町村レベルにおいて、具体的な社会教育が展開されるので、そのレベルにおいて、着実な活動が展開されていくことが、生涯学習の振興につながっていくと考えられる。その各県、各市町の着実な活動を支えるためにも、関係機関の連携協力体制の強化は重要と考えられる。静岡県社会教育委員連絡協議会には、そのような静岡県内の社会教育関係機関の連携拠点として機能していくことを、今後期待していきたいと考える。

注

- 1) この章での記述にあたっては、生涯学習 e 事典「社会教育委員」「社会教育法－総則－」「社会教育法－沿革－」「平成20年の社会教育法改正」を参考にした。
- 2) この章での記述にあたっては、井内慶次郎・山本恒夫・浅井経子『改訂社会教育法解説』、(財)全日本社会教育連合会、平成18年、を参考にした。
- 3) この章での記述にあたっては、静岡県社会教育委員連絡協議会『静岡県社会教育委員連絡協議会50年の歩み』、平成27年、を参考にした。

参考文献

- ・伊藤俊夫編『変化する時代の社会教育－社会教育委員必携－』、(財)全日本社会教育連合会、平成19年
- ・浅井経子編著『生涯学習概論－生涯学習社会への道－』理想社、平成25年
- ・静岡県教育委員会社会教育課『平成26年度静岡県社会教育関係基礎資料集』
- ・文部科学省HP

表 静岡県社会教育委員連絡協議会総会の内容（議題、講演会等）一覧

年 度	総会の内容（議題、講演会テーマ等）
昭和39年度	激動期に対応する創造の社会教育推進について（講演）
昭和40年度	第7回全国社会教育委員研究協議会の報告
昭和41年度	全国社会教育委員研究協議会の報告
昭和42年度	社会教育と青少年問題について（講演）
昭和43年度	私は市長又は町長として社会教育の振興にこのような構想を持つ（発表）
昭和44年度	社会教育委員の役割（講演）
昭和45年度	現代社会と生涯教育（講演）
昭和46年度	社会教育と放送利用（講演）
昭和47年度	日本経済の動向と社会変化（講演）
昭和48年度	日中新時代の幕開け（講演）、会費の賦課徴収について（承認）
昭和49年度	ソ連事情について（講演）
昭和50年度	世界を見る目（講演）
昭和51年度	社会の動き（講演）
昭和52年度	生涯教育をめぐって（講演）
昭和53年度	社会教育の充実と振興のために（講演）
昭和54年度	定住構想と生涯学習都市宣言（講演）
昭和55年度	シルクロードとイスラム情勢（講演）
昭和56年度	現在の青少年と家庭教育（講演）
昭和57年度	家庭と地域社会（講演）
昭和58年度	視点（講演）
昭和59年度	社会教育と地域づくり（講演）
昭和60年度	航海と冒険から得たもの（講演）

戦後社会教育の変遷と今後の課題

昭和61年度	教育雑感（講演）
昭和62年度	最近の治安情勢について（講演）
昭和63年度	悪、善、そして非善－現代人の心を探る－（講演）
平成元年度	これからの社会と生涯学習（講演）
平成2年度	国際理解について（講演）
平成3年度	社会教育とマスメディア（講演）
平成4年度	地域における生涯学習について（講演）
平成5年度	笑いと人生（講演）
平成6年度	最近の我が国（講演）
平成7年度	サッカーを通しての青少年健全育成（講演）
平成8年度	孔子に学ぶ人間学（講演）
平成9年度	国際化と行政（講演）
平成10年度	学校・家庭・地域の連携に求められているもの（講演）
平成11年度	青少年を育む地域の教育力～健全育成と地域づくり～（講演）
平成12年度	社会教育とマスコミ（講演）
平成13年度	静岡県の人づくり（講演）
平成14年度	これからの人材育成と課題（講演）
平成15年度	町政最前線（講演）
平成16年度	自分の責任でやれ！（講演）
平成17年度	これからのまちづくりと社会教育－地域のくらしを良くする学びについて－（講演）
平成18年度	活力ある地域づくりに向けて（講演）
平成19年度	子どもを伸ばす眠りの力（講演）
平成20年度	支えよう子育てと自分育て～21世紀の家庭教育と社会教育を考える～（講演）
平成21年度	最近の少年非行を考える～子供たちの健全育成を目指して～（講演）
平成22年度	これからの社会教育行政～社会教育委員への期待～（講演）
平成23年度	無縁社会に立ち向かう～社会教育の現代的課題とその方向性～（講演）
平成24年度	今、社会教育委員に求められている役割を考える（講演）
平成25年度	社会教育委員の力を生かすために（講演）
平成26年度	全国社会教育委員連合の現状～社会教育の転換・再生に向けて～（講演）